

大分県報

令和六年
号外（七〇）
十月十七日

（木曜日）

目次

告示

くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止……………一

○告示

大分県告示第四百七十六号

大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）別紙一―四に規定するくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、令和六管理年度における知事管理漁獲可能量（令和六年大分県告示第三百二十六号最終変更）を超えたため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当すると認め、同号に定める者に対し、くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止を命ずる。

なお、くろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和六年十月十八日から令和七年三月三十一日までの間とする。

令和六年十月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和六年十月十七日

大分県報号外（告示）

一